

長浜市立杉野小中学校運営協議会 規約

第1条〔名称〕

本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会で、名称は長浜市立杉野小中学校学校運営協議会と称する（以下「協議会」という）。

第2条〔目的〕

この規約は、長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づいて、本校の協議会における活動に必要な事項を定めるものとする。協議会は、保護者や地域住民の要望、意見を学校経営に反映させ、特色ある学校づくりを行うものとする。

第3条〔趣旨〕

協議会は、本校の教育に関し、承認、意見の申し出を行い、さらに、学校支援組織として、教職員・保護者・地域住民とともに参画する。

第4条〔委員〕

- 1 協議会の委員は、以下の通りとし、7～8名で構成する。
 - (1) 地域住民3名（自治会長代表、民生児童委員代表（児童部会員が望ましい）、その他適任者）
 - (2) 保護者若干名（PTAから適任者を選出）
 - (3) 学識経験者若干名（適任者を選出）
 - (4) その他（必要に応じて、地域住民から1名選出）
- 2 校長は、委員を推薦することができる。
- 3 委員の定数は、教育委員会が定める範囲内で、学校の実態に応じて校長が決定する。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

第5条〔委員の任期〕

- 1 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条〔守秘義務等〕

- 1 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) その他、協議会及び学校運営に著しく支障を来す行為を行うこと。

第7条〔報酬等〕

委員の報酬及び費用弁済については、別に教育委員会規則で定めるところによる。

第8条〔活動〕

- 1 保護者や児童・生徒、地域の願いや意見を把握し、学校に提示するとともに、保護者・地域・学校が協働して、子どもたちの成長を支援できるように調整を図る。
- 2 校長が作成した、次に掲げる事項について協議し、承認する。
 - (1) 教育目標及び経営方針に関すること
 - (2) 教育課程の編成に関すること
 - (3) 施設管理に関すること
 - (4) 保護者及び地域連携に関すること
 - (5) その他、校長が特に必要と認める事項に関すること

- 3 学校から教育活動状況や学校評価結果の報告を受けたり、授業や行事等を参観したりして、学校運営について協議し、提言をする。
- 4 保護者や地域住民、関係諸機関等の学校運営への参画を促進する。
 - (1) 地域の諸団体・組織及びボランティア、ゲストティーチャーとのネットワークを構築し、学校とのコーディネートを図る。
 - (2) 学校との協議の上、ボランティア、ゲストティーチャーを募集し、学校の教育活動に生かす。
- 5 保護者や地域、関係諸機関等の理解と協力を得るとともに、学校の教育活動を一層充実させるために、本会の活動状況を保護者や地域住民に知らせる広報活動を行う。
- 6 学校の教育活動と学校運営協議会の活動をより充実させるために、学校教職員と学校運営協議会の研修会を実施する。

第9条〔会長及び副会長〕

- 1 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

第10条〔事務局〕

- 1 事務局は、杉野中学校に置く。
- 2 事務局には、協議会委員の中から1名と教職員1名を置き、議事の記録、会の案内、企画・推進の連絡調整、情報発信等を行う。

第11条〔会議〕

- 1 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。
- 5 会議は、年度当初と年度末の他、年間3回以上開催するものとする。

第12条〔委員の解任〕

本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障により職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

第13条〔規約の改廃〕

この規約の改廃は、議決事項とする。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

杉野小・中学校コミュニティースクール組織図

長浜市立杉野小・中学校

学校経営方針

学校教育目標…心豊かで 自らを磨き 実践できる 児童生徒の育成

- ※めざす児童生徒像…
- 目標をもち 何事にも真剣に取り組み 最後までやり遂げる
 - 明るく元気で 温かい思いやりや心づかいができる
 - ふるさとを愛し 結いや助け合いの心がもてる

※育てたい力…☆確かな学力 ☆コミュニケーション能力

意見・承認

説明

委員の任命

意見を述べる

杉野小・中学校：学校運営協議会

自治会長代表1名、民生児童委員代表1名、保護者若干名、
学識経験者若干名、その他必要に応じ地域住民から1名 計7～8名

説明

意見

地域住民・保護者

連絡・調整…小中教頭

学校・家庭・地域のつながり応援隊

学校支援ボランティア実行委員（学校運営協議会委員＋自治会長3名）
学校と地域を結ぶコーディネーター、ボランティア登録者
【学習支援】 【安全支援】 【環境支援】

長浜市教育委員会